



第11回会合における追加質問に対する 事業者からの回答

2024年10月29日
事 務 局

Googleへの質問

【1-6】「シークレットモードでできること」について、Google Mapをシークレットモードで利用する場合に、位置情報がONである時に、位置情報の履歴を残さずにMapの利用ができると理解していますが、当該位置情報はGoogleによって当該アカウント保有者のデータとして収集されているのでしょうか。あるいは、ウェブ履歴など同様に、その都度データは破棄されているのでしょうか。【江藤構成員】

Google

Google Mapをシークレットモードで利用する際に位置情報がONである場合には、位置情報はデバイスに保持され、利用者のアカウント情報と紐づけられることはありません。位置情報はセッションが終了した際に破棄されます。

2-8-1 のオプトアウトについて、回答に無かったと思いますが、Google Consent mode version2について質問します。第三者や第三者のウェブサイト等からGoogleが情報を取得する際に、ユーザーからの広告利用の拒否シグナルを受信しても、Cookie以外のIPアドレス等の情報は収集され、コンバージョン等の計測に情報が利用されるという認識です。これはユーザーデータの広告への利用は拒否できるが、コンバージョンデータとしての利用は拒否できないということなのでしょうか。また、その他拒否できないGoogleでのデータ利用はあるのでしょうか。【太田構成員】

Google

Google Consent Mode version 2 は[欧州経済領域](#)（EEA）のエンドユーザーからデータを取得しているお客様を対象としています。詳細な情報についてはこちらの[ヘルプページ](#)をご参照ください。

【3-4】電気通信事業法の外部送信規律への対応について、ご発表の中にもありましたが、事業者向けに参考情報を掲載しています。その中で、例えば、Google AdsenseやAdMobについて、利用目的が「広告、各種情報の配信」とだけ記載されておりますが、それだけでは無く、ウェブサイトやアプリを横断した行動履歴を収集したプロファイリング等も含まれていると思いますが、なぜ記載していないのでしょうか。【太田構成員】

Google

ご指摘の事項につきましては、「広告、各種情報の配信」に含まれるものと考えております。JIAAの「電気通信事業法における外部送信規律についてのガイダンス」や個人情報保護委員会・総務省の「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」及び同解説のいずれも、外部送信規律に関してご指摘のような粒度の記載を求めているものではないと理解しております。

【3-7-2】データクリーンルームについて、Ads Data Hubのプライバシーの制限のページのスクリーンショットが添付されており、そのページにおいて、以下の記載があります。

「広告主様に代わってサービスを提供する第三者と顧客データを共有していることをプライバシーポリシーで開示すること、また、法律上必要な場合はそのような共有について同意を得ること」

日本においては、広告主はユーザーから個人情報保護法上の第三者提供の同意、外国にある第三者への提供の同意を取得すべきという認識で間違いないでしょうか。またこれはカスタマーマッチでも同様でしょうか。【太田構成員】

Google

それぞれのご利用者様において弊社に提供いただく情報が個人データに該当するか個人関連情報に該当するかなどについては弊社側で判断ができる事項ではなく、いかなる規制が適用されるかはご利用者様においてご判断いただく事項となりますが、必要な場合には法令上要求されている手続き（本人の同意等）を踏んでいただくという趣旨です。弊社からは、ご利用者様におけるご判断のために必要な範囲で各製品の仕組みや仕様等について十分に説明を行っております。なお、仮に弊社に対する個人データの第三者提供に該当する場合には、ご理解のとおり弊社は外国にある事業者に該当しますので、これを前提に個人情報保護法上必要な手続き（越境移転同意ないし基準適合体制での整理等）を踏んでいただく必要はあります。

プライバシーポリシーについて、事業者から見て、利用者のどの程度の方が読んでおり、理解していると考えているか。また、そのような検証を行ったことがあるか。行ったならば、どのように行ったかを教えてほしい。【木村構成員】

Google

Google は、プライバシーポリシーをなるべく読みやすくするように常に努力を行っています。例えば、プライバシーポリシーを「Google が収集する情報」や「Google が情報を収集する目的」などのテーマに整理し、短い動画や詳細な説明へのリンクを提供し、利用者がプライバシー設定を容易にカスタマイズできるダッシュボード等のツールも提供しています。正式な調査の負担を負うまでもなく、Google のプライバシーポリシーは、長文で複雑な法的文書より、利用者にとって理解しやすいものであると確信しております。

ヒアリングシート1-3（11頁）ご回答「Googleは、ユーザーの同意を得た場合に、Google 以外の者と個人情報を共有します。機密性の高い個人情報を共有する場合は、ユーザーに明示的な同意を求めます。」について、「明示的な同意」とそうでない同意が区別されていると理解しました。「明示的な同意」とはどのようなものですか。どのような同意がどのような場面に適用されますか。【森構成員】

Google

この文書において、「明示的」（英語では explicit）という形容詞は、機密性の高い個人情報（個人情報のうち、医療関係の守秘義務のある情報、人種や民族、政治信条や宗教、性的指向などのトピックに関連するもの）を共有する場合には確実に同意を求めるということを強調する趣旨で使われています。同回答に述べられています通り、個人情報を第三者と共有する際には、一般的に利用者の同意を求めます。

ヒアリングシート1-4（14頁）ご回答「【スクリーンショット】ログインしていない場合の広告設定」について、左記の記載以降に画面のスクリーンショットを貼っていただきましたが、あくまでも②のユーザーに対するもので、③のユーザーに対するものではないようにお見受けしますが、いかがでしょうか。③のユーザーについても同じ画面で広告設定ができるのでしょうか。【森構成員】

Google

③の利用者は、②の利用者と同じ画面を見て、同じように広告設定をすることができます。

ヒアリングシート1-5（16頁）ご回答「【①のみ】。● なお、人種、宗教、性的指向、健康状態など、機密性の高いカテゴリに基づいてカスタマイズされた広告を表示することはありません。」について、②と③については、プロファイリング情報の制限はないのでしょうか。また、①について、「人種、宗教、性的指向、健康状態」以外の制限についてもお教えてください。【森構成員】

Google

「【①のみ】。」はその前の「Google による広告表示にどの情報が使用されるかは、お客様自身が[マイ アド センター](#)の広告設定画面で管理できます」に関する表記です。

ヒアリングシート2-9-2（49頁）ご回答について、オプトアウトによって広告が表示されなくなることについて理解しました。オプトアウト後、情報の収集や分析は続くのでしょうか。それともオプトアウトによって情報の収集や分析も止まるのでしょうか。【森構成員】

Google

回答に記載されている通り、「広告のカスタマイズを無効にしている場合、Google は、広告プロフィールの作成やユーザーに表示する広告のカスタマイズを目的としたユーザー情報の収集や利用は行いません。」。

ヒアリングシート2-9-2（50頁）ご回答「ユーザーは [広告設定] にアクセスして、自分への広告の表示に Google が使用する情報を確認、管理することができます。」について、③のユーザーについてもこれは可能なのでしょうか。【森構成員】

Google

可能です。回答 2 - 9 - 2 及び 1 - 4 をご参照ください。

ヒアリングシート3-3（59頁）ご回答「Google アナリティクスのヘルプ ページでは、顧客とユーザー向けにデータ収集とセキュリティに関する情報を提供しており、「Google のお客様は、保存される情報についてユーザーに通知し、ユーザーが同意または拒否を選択できるようにする必要があります」と述べています。」について、「Googleのお客様」が実際にそのような措置を実施しているかどうかを確認されていますか。【森構成員】

Google

Google アナリティクスを利用する顧客によるコンプライアンスを確保するための Google の取り組みとして、[Googleアナリティクス利用規約](#)において、Google Analytics の利用に関連して、法律によりクッキーやその他の情報をユーザーのデバイスに保存することやアクセスすることに関する情報提供や同意取得が義務付けられている場合、商業的に合理的な努力を払ってユーザーに情報を提供し、同意を取得することが求められています。なお、[Google アナリティクス ポリシー](#)には、プライバシーに関する情報の開示など、その他の必要な要件も含まれています。更に、Google 広告ポリシーにも、エンドユーザーのプライバシーを保護するための数々の要件が含まれており、顧客の[プライバシーポリシーに特定の情報を記載する必要があることも義務付けています](#)。

エンドユーザーは、不適切と思われる広告を[簡単に報告](#)することができ、Google はそのような報告を受け取った場合、適切な措置を講じます。

ヒアリングシート3-7-2（68頁）ご回答「適用されるすべての法律および規制（自主規制によるガイドラインや業界が定めるガイドラインを含む）を遵守すること」について、Ads Data Hubの顧客が実際に法令を遵守しているかどうか、調査・確認をされていますか。【森構成員】

Google

適用される法令に従い必要な確認を行っております（例：個人関連情報が個人データとして利用される場合の同意確認）が、これを超えた対応を行っているものではございません。また、ご利用者様の法令違反が判明した場合は、ポリシー違反として対応しております。

【1-2-1、1-4、1-5】について、「マイアドセンター」の「プライバシーの管理」では、性別、年齢、言語、関係、世帯年収、教育、業種、企業規模、持ち家、育児・子育て、という、比較的ベーシックなカテゴリが表示され、コントロール可能になっているのですが、実際のプロフィールでは、より多くのカテゴリが分析されているのでしょうか。【呂構成員】

Google

広告のカスタマイズに使われる個人情報のカテゴリは、ご指摘いただいたものです。その他に、広告のカスタマイズのためにユーザーのアクティビティ及び位置情報も使いますが、そのような情報も、ユーザーがコントロールすることが可能になっています。

広告ターゲティングについて、デリケートな情報に該当するインタレストカテゴリ（個人的な苦難、アイデンティティや信条、性的な関心等）に基づいてターゲティングをすることは許可しません。なお、広告のカスタマイズのために機密性の高い個人情報（医療関係、人種、宗教、性的指向等）を使うことは決してありません。

なお、ユーザーがドライブ、Gmail、フォトなどのアプリで作成・保存するコンテンツを広告のために使うことも決してありません。更に、ユーザーのプライバシーを保護するために、Google のコア アクティビティの設定として、自動削除をデフォルトにしています。つまり、ユーザーが自ら設定をしなくても、ユーザーのアカウントに関連付けられているアクティビティ情報は18ヶ月後に自動的にかつ継続的に削除されます。

【1-4、2-8-1】について、ログインしている場合は「マイアドセンター」、ログインしていない場合は「カスタマイズされた広告の設定」から広告のカスタマイズが可能と理解しました。前者では、自身のカテゴリや興味のあるトピック、デリケートなトピックなど細かい設定が可能であるのに対し、後者については、カスタマイズされた広告を表示するか否かの設定など、シンプルな設定のみ可能であると理解いたしました。なぜこのような違いが設けられているのでしょうか。【呂構成員】

Google

Google アカウントにログインするメリットの一つは、利用者の全てのデバイスについて横断的にユーザーエクスペリエンスをカスタマイズし、プライバシー設定をコントロールすることが可能になることです。

ログインしている方が広告をカスタマイズできるようにしているのは、ログインしているユーザーについてより多くの具体的情報を保有しているためです。

ログインしていないユーザーに関しては、Google は、IPアドレス、大まかな位置、言語設定、ブラウジング履歴など、かなり粗い情報しか保有していません。なお、複数の人が同じデバイスを使っている可能性もあるため、それらの情報を特定した人物と関連付けることもできません。さらに、ログインしていないユーザーがデバイスを変えたり、移動したとしても、把握することはできません。

【1-5】パーソナライズド広告の対象についてですが、「広告主が選択したオーディエンス」は、広告主が任意に決定できるユーザーであり、Googleのサービスを利用しているか、Googleアカウント登録者か、などは問わない、という理解で正しいでしょうか。また、「事前定義されたGoogleオーディエンス」は、Googleが決定するユーザーと理解しましたが、Googleアカウント登録者に限られるのでしょうか。【呂構成員】

Google

「広告主が選択したオーディエンス」とは Google のサービスを利用しているか、Googleアカウント登録者には限定されていません。例えば、広告主は自身のオーディエンスをアップロードすることもできます。
「事前定義された Google オーディエンス」とは サーチやYouTubeなどGoogleが提供するサービスの利用者から収集される情報に基づいており、Google アカウント登録者には限定されていません。

【2-1、2-9-2】について、ログインしていないときの情報の収集に使われる「お使いのブラウザ、アプリケーション、またはデバイスに関連付けられた固有ID」は、Googleアカウントとも紐付けられているのでしょうか。（紐付けられている場合）ログインしていないときの閲覧履歴などの情報もGoogleアカウントに保存されることになるのでしょうか。【呂構成員】

Google

ユーザーがログインしていない場合、Googleが収集する情報はそのユーザーのアカウントに紐付けられるのではなく、そのユーザーが使用しているブラウザ、アプリケーション、またはデバイスに関連付けられた固有IDに紐付けられます。それにより、ログインしていないユーザーが複数のブラウジング セッションを開いても言語設定などを維持し、アクティビティに基づいて関連性の高い検索結果や広告を表示することができますが、ログインしていない限り、その情報はそのユーザーのアカウントと紐付けられません。